

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び
「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案）」に対する
パブリックコメントについて

令和5年12月22日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和5年11月9日付けで「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案）」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- (1) 実施期間：令和5年11月9日（木）～12月8日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：8件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただきます。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等をしております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
適正な電力取引についての指針（改正案）に対する意見		
1	<p>適正な電力取引についての指針（改正案） p5（注2）関連</p> <p>今回、発電側課金制度（以下、当該制度）の導入に伴い、スポット市場における売り札の限界費用の考え方についてご整理いただいたと思料。</p> <p>他方、既認定 FIT/FIP 電源に関し、調達期間終了後より課金されるという整理がなされているが、当該制度導入後の JEPX 市場等で、既認定 FIT/FIP 電源が限界費用（当該制度対象外のため kWh 課金を含めず）入札し続けることにより、当該制度の対象となる他再エネ電源（非 FIT/卒 FIT）と公平性が担保されなくなるのではないかと懸念しております。</p> <p>このため、例えば、TSO 買い取りにより、市場応札している FIT 買取分の応札価格については、kWh 課金相当分を考慮した上で投入するなど、JEPX 市場における電源間（制度間）の公平な競争環境に配慮いただきたい。</p> <p>また、既認定 FIP において、0.01 円/kWh のコマはプレミアムを交付しないとされている点についても、今回の発電側課金制度導入後の状況変化を踏まえた上で、関係機関と連携の上、より整合的な制度設計や検討をお願いしたい。</p> <p>既認定 FIT/FIP 電源で、当該制度の kWh 課金分に対する配慮がなされず、入札され続けた場合、現状、スポット市場価格が 0.01 円/kWh となるタイミング（コマ）で、既認定 FIT/FIP 電源が優先的に約定し、他再エネ電源（非 FIT/卒 FIT）が約定できず（出力</p>	<p>御指摘の点に関しては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

	<p>抑制され)、電源間 (FIT 制度の有無) で優劣が生じてしまうため。(これにより、新設再エネ電源の競争力劣後延いては、開発への障害につながる可能性も想像される。)</p> <p>また、現状の出力抑制が生じる時間帯 (コマ) において、FIT 電源がより優先的に約定することとなり、再エネ賦課金の負担額増加が助長されるのではないか。</p>	
2	<p>適正な電力取引についての指針 (改正案)</p> <p>2_ (1) _ア_②発電側課金の小売り側への転嫁の円滑化 (注 1)</p> <p>2_ (3) _ア_③_スポット市場における売り札 (注 2)</p> <p>小売電気事業者の立場では、各市場において、発電事業者の市場参加、応札における発電側課金の盛り込みの有無、その適切性等を確認することはできず、特に市場支配力を有する事業者に対して適切な監視が必要と考えます。また、その監視結果やそれに基づく検証および検証結果の公表等についてご検討をお願いしたい。</p>	<p>「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」(2023 年 4 月) において、発電側課金の転嫁状況を監視することとしており、御指摘の点に関しては、引き続き、検討を進めてまいります。</p>
<p>相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針 (原案) に対する意見</p>		
3	<p>相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針 (原案) 2. 基本的な考え方</p> <p>当事者が認識した上で協議を行うことが望ましいこととして、「発電事業者によっては複数地域で発電をしている場合があること」とあるが、発電側課金の転嫁交渉に際して複数地域で発電を行っていることをどのように考慮すべきと想定しているのか。</p>	<p>発電側課金は一般送配電事業者の供給区域ごとに課金単価が異なることから、発電事業者が複数地域で発電を行っている場合は、その点を考慮して協議が行われる可能性があるということ想定しております。</p>
4	<p>相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針 (原案)</p> <p>電力事業全体において、発電側課金の導入に伴う費用の増加はないという認識であり、万一増加した場合、社会的コストの増加、ひいては最終需要家の負担増となるため、一般送配電事業者、発電事業者、小売電気事業者、各々の関係性において、適切に対応されることが不可欠となる。</p> <p>「発電側課金の導入について中間とりまとめ (2023 年 4 月 電力・ガス取引監視等委員</p>	<p>転嫁状況の監視に関しては、アンケート・ヒアリングを実施し、各一般送配電事業者の収入に関しては、レベニューキャップ制度において確認する予定です。</p>

	<p>会 制度設計専門会合 p37②転嫁状況の監視)」において、発電事業者を念頭に、アンケート・ヒアリングの実施について示されておりますが、これに止まらず、各事業者の対応が適切なものになっているか、制度全体として費用増となっていないか等について、必要に応じて監視するとともに、その監視結果の公表等についてご検討をお願いしたい。</p> <p>一方で、制度導入に関連し、各事業者において、システム改修、業務負荷増加の有無等もふまえた制度全体の検証についてもご検討をお願いしたい。</p>	
5	<p>相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案） 2. 基本的な考え方</p> <p>様々な契約形態が存在することに加え、本制度における割引制度の複雑さ、他市場への参加状況、契約における発電設備の特定等の点から、小売電気事業者において、転嫁された金額が適切（発電側課金相当額として）であるか否かの確認は極めて困難であり、発電事業者から小売電気事業者に対し、発電側課金も含めた契約の内訳について、明示されることが重要と考えます。</p> <p>一方で、「容量市場に関する既存契約見直し指針(P2、2. 基本的な考え方)」において、「状況によっては、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一のkW 価値に対して二重の収入を得ることになり、小売電気事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一の kW 価値に対して二重の負担を負うこととなる。」等の記載があるにも関わらず、旧一般電気事業者（発電）の電力卸販売標準メニューの概要書等においては、「※希望購入価格は、容量市場収入を差し引いた金額の提示をお願いいたします。（契約金額から、容量市場収入は控除いたしません）」とされ、当該メニューにおける容量確保契約金相当額の提示もないままに、購入希望者に対し、購入希望額からの控除を求めているケースがみられます。当該メニューにおいては、発電側課金については、「当該エリアの適用単価が決まり次第、契約金額に別途加算する」ことが示されており</p>	<p>「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」(2023年4月)において、発電側課金の転嫁状況を監視することとしております。監視の在り方については、引き続き、検討を進めてまいります。</p> <p>発電側課金の導入に伴う託送料金の変更に関しては、一般送配電事業者において公表するものと認識しております。</p> <p>また、新しい制度導入や制度変更の場合におけるご指摘に関しては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

	<p>ますが、発電側課金相当額について、確実な明示がなされるよう、「容量市場に関する既存契約見直し指針」に対する各社の対応状況も踏まえて、「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（案）」に基づいた適切な対応がなされているか、必要に応じて「発電側課金の導入について中間とりまとめ（2023年4月電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合 P37②転嫁状況の監視）」における監視の在り方について、更なるご検討とご対応をお願いしたい。</p> <p>また、小売電気事業者に対しては、「電力の小売営業に関する指針」において需要家への適切な情報提供の観点から、料金請求の根拠を示さないことは問題となる行為とされております。発電側課金導入後の需要家に対する託送料金の減額等について、需要家から小売電気事業者に対する問合せ等への説明責任を果たすためにも、一般送配電事業者から小売電気事業者に対し、発電側課金相当額について、確実に明示されることが必要であると考えます。</p> <p>なお、発電側課金制度の詳細設計について慎重にご検討いただいたことに感謝いたしますが、前述した卸標準メニュー等、新たに締結する電力卸相対契約や既存契約等の見直しにおいては、発電側課金についてこれまでに公表いただいた数値等を基に、不明確な要素が含まれたまま契約の申込みや見直しについて検討を進めざるを得ない状況が生じております。本制度のみならず、新たな制度導入や変更に対する事業者側の準備において、システム改修の要否検討や、必要な場合のその対応等、一定のリードタイムが必要であり、概要ではなく詳細をも含んだ設計完了からの、十分な準備期間について考慮いただきたい。</p>	
6	<p>相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案）</p> <p>本文書とあわせ、『第89回制度設計専門会合資料5-2「容量市場関連費用等における不当な内部補助防止策の考え方について」p8, 9』において、「発電側課金の導入に伴</p>	<p>「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」(2023年4月)において、発電側課金の転嫁状況を監視することとしております。その結果等を踏まえて、必要に応じて対応策に関して検討をする予定です。</p>

	<p>う、不当な内部補助の防止策」について議論されたものと認識しております。</p> <p>『第 85 回 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会資料 5-1 「非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場）2022 年度オークション及び証書の相対取引に係る監視結果の報告』においては、監視対象事業者の多くが、社内・グループ内取引を優先しており、さらに 5 社については、「内部取引について、非化石価値部分の価格設定が行われていない」等が明らかになりました。非化石価値部分の価格設定が行われていないことについて、「証書収入の使途」としての適切性、「内外無差別な電力の卸売り」に対する影響も懸念されます。前述の「容量市場に関する既存契約見直し指針」に対する各社の対応状況もあわせて、「発電側課金の不当な内部補助防止策」について、必要な検討をお願いします。</p>	
7	<p>相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案） 2. 基本的な考え方</p> <p>事業者間（発電事業者と小売電気事業者）の相対契約の協議において、発電事業者から小売電気事業者に対し、発電側課金の転嫁額を提示することを、望ましい行為として位置づけるべきと考えております。</p> <p>また、その上で、発電側課金の転嫁額を含む小売電気事業者の実質的な託送料金負担総額、ひいては最終需要家の負担が過大・過少となっていないか、監視・評価すること及びその結果を公表することをご検討頂きたい。</p>	<p>御指摘の点に関しては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
8	<p>相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（原案） 2. 基本的な考え方</p> <p>発電側課金の転嫁について、特定の小売電気事業者が差別的に取り扱われていないか監視・評価頂き、結果を公表することをご検討頂きたい。</p>	<p>「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」(2023 年 4 月)において、発電側課金の転嫁状況を監視することとしております。その結果等を踏まえて、必要に応じて対応策に関して検討をする予定です。</p>